

八戸市農業委員会 9 月総会議事録

日時：令和8年9月10日（木）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 17 名

1 番 坂下 国男 出	2 番 外館 政博 出	3 番 木村 武美 出	4 番 山道 佳奈子 欠
5 番 松橋 剛志 出	6 番 籠田 悦子 欠	7 番 加藤 浩幸 出	8 番 澤向 敏一 出
9 番 森 光男 出	10 番 三浦 豊 出	11 番 上野 弘美 出	12 番 谷地 秀典 出
13 番 明戸 政勝 出	14 番 在家 寛人 出	15 番 阿達 福壽 出	16 番 内沢 豊 出
17 番 寺沢 和則 出	18 番 赤坂 英夫 出	19 番 馬場 豊 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 19 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 欠	3 番 木村 愛佳 出	4 番 坂本 久直 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 山下 寿史 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 欠
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 欠
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局次長（農地GL）中里 紀文、農業経営支援GL 平脇 千秋、主幹 小井川 健、
主査 矢田 一輝、主査 橘 陽平、主事 大橋 康平

会長職代	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長職代	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
中里次長	事務局の中里から御報告いたします。 まずはじめに、久保事務局長におきましては、本日、市議会対応のため総会を欠席しており、事務局長に代わり中里が務めさせていただきます。 また、籠田会長は青森県農業会議会長として下北地区農業委員会大会へ出席のため、本日の総会を欠席されますので、議事進行は谷地会長職務代理者をお願いします。 最後に、山道委員、鈴木推進委員、下館推進委員、岩崎推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
中里次長	次に、本日の議案のうち、議案第 38 号、令和 8 年度第 6 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。 〇〇委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、進行の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。 それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、馬場 豊 委員の御発声に続いてお願いいたします。 【憲章唱和】
中里次長	ありがとうございました。 それでは、会長職務代理者、よろしくお願いいたします。
会長職代	それでは総会に入りますが、職務代理者という仕事をですね、まさか 2 回目で進行をするとは思いませんでしたのでびっくりしましたけれども、みなさんの協

力を得て、総会終了まで進めたいと思います。

いつも私思っているんですけども、みなさんどうぞ遠慮しないで質問して下さい、これはどうなのかな、これはおかしいんじゃないのかな、これはどうしてこうなるのかな、ということのを少しでも感じたら遠慮しないで是非質問して、会議にいつでも参加してもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長職代

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、

5 番 松橋剛志委員、7 番 加藤浩幸委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 37 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長職代

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

山下推進委員

山下から報告いたします。去る 8 月 28 日、木村農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 60 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積

3条 60 番

は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、にんにくです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は3km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化について、1,717 m²の田のみあり、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女1人で、すべて兼業者です。農機具保有状況について、トラクター8台、田植機および植付機を各3台、コンバインおよびハーベスターを各2台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

齋藤推進委員

齋藤から報告いたします。去る8月28日、明戸農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号61番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 61 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、そば、ねぎです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は20km、耕作道について、5,836 m²および1,548 m²の畑のみありませんが、申請地となっている2,766 m²の畑を通じて耕作することです。受人の耕作地なし、農地集団化について、9,458 m²の畑のみなし、宅地化について、2,766 m²の畑のみあり、休耕地・山林地について、9,458 m²および2,239 m²の畑のみありです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女2人で、うち農業専従者は男1人です。農機具保有状況について、トラクター3台、

コンバイン、乾燥機およびトラックを各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村（愛）推進委員

木村から報告いたします。去る8月28日、木村農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号62番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条62番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、野菜、梅です。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は10km、耕作道について、603㎡の畑のみありませんが、隣接する宅地について、申請と同時に所有権移転する予定とのこと。受人の耕作地なし、農地集団化について、603㎡の畑のみなし、宅地化なし、休耕地・山林地について、603㎡の畑のみあります。農業経験は14年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は5人で、うち農業専従者が4人、兼業者が1人です。農機具保有状況について、コンバイン、トラクター、フロントローダー、サイバーハローおよび乾燥機を各2台、殺虫剤散布用ドローン、催芽機および播種機を各1台所有しております。

なお、この案件は、受人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得するので、受人は農地所有適格法人の要件である組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件の全てを満たしており、現時点では要件に適合していることを確認しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

山下推進委員

山下から報告いたします。去る8月28日、木村農業委員と市庁別館7階会議

室Aにおいて、番号 63 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 63 番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありますが、貸付先は譲受人であり、今回の申請により所有権移転する予定です。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人が 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 4km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 60 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人、女 1 人で、うち農業専従者は男 1 人、兼業者は女 1 人です。農機具保有状況について、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機および草刈機を各 1 台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長職代

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

私からちょっと。農業委員をやっているんですね、いろいろ農家のみなさんに聞かれることがあるので、ちょっと聞きますけれども、いくらで売買されているかよかったら教えてください。

大橋主事

まず番号 60 番ですけれども、売買の価格は 30 万円となっております。61 番が売買価格 138 万 7 千円です。62 番は贈与なので 0 円です。63 番の売買価格が 200 万円です。以上です。

会長職代	皆様、地域でなんぼくらいしてるべなという声ができることがあると思いますので、是非参考にして仕事をしてください。 ありがとうございました。
会長職代	それでは他にございませんね。
会長職代	御異議なしと認めます。 よって、本案は許可することに決しました。
日程第 3 会長職代	次に、日程第 3、議案第 38 号、令和 8 年度第 6 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。 これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案に係る審議の間、〇〇委員は退室をお願いいたします。 (〇〇委員 退室)
会長職代	それでは、〇〇委員が当事者となっている事案について、農業政策課から説明をお願いいたします。
橘主査	農業政策課の橘から御説明いたします。資料 3 ページを御覧ください。 今回の利用権設定件数は賃貸借 4 件、使用貸借 11 件の計 15 件、借り手及び貸し手の人数は、借り手 9 名、貸し手 14 名、利用権設定面積は 40,368 m²です。 公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものです。借り手及び貸し手の住所氏名、利用権を設定する土地の表示等は資料記載のとおりです。
促進計画 9 番	それでは、〇〇委員が関係する事案を御説明します。資料 4 ページの番号 9 番、

利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために5年間使用貸借するもので、
公告年月日は令和8年10月21日を予定しています。以上、説明を終わります。

会長職代

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

(〇〇委員 入室)

会長職代

それでは、残りの事案について、農業政策課から説明をお願いいたします。

引き続き資料3ページ、番号1番から御説明いたします。

促進計画1番

番号1番はにんにくを作付けするために5年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり5,000円です。

促進計画2番

番号2番はぶどうを作付けするために5年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり5,000円です。

促進計画3番

番号3番はねぎを作付けするために5年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり10,000円です。

促進計画4～8番

番号4番から8番は同一の借り手が水稻を作付けするために、番号4番は10

	年間、番号 5 番から 8 番は 5 年間使用貸借するものです。
促進計画 10～12 番	番号 10 番から 12 番は、同一の借り手がにんにくを作付けするものです。番号 10 番は 1 年間賃貸借するもので賃借料は 10a 当たり 8,000 円、番号 11 番と 12 番は 1 年間使用貸借するものです。
促進計画 13 番	番号 13 番は水稻を作付けするために 5 年間使用貸借するものです。
促進計画 14～15 番	番号 14 番と 15 番は、同一の借り手が水稻を作付けするために 3 年間使用貸借するものです。
	市の公告年月日は令和 8 年 10 月 21 日を予定しています。
	以上、説明を終わります。
会長職代	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長職代	御質疑等なしと認めます。
	委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。
	(なしの声あり)
会長職代	御異議なしと認めます。
	よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。
日程第 4	次に、日程第 4、議案第 39 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用
会長職代	許可についてを議題といたします。
	それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。
明戸委員	明戸から報告します。去る 8 月 28 日、木村委員と市庁別館 7 階会議室 A にお

いて、番号 9 番を調査してまいりました。資料の 7 ページをお開き願います。譲受人及び譲渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 9 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、農地転用許可日から令和 8 年 9 月 30 日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から南東側約 400m に位置し、畑、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 3 種農地です。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長職代

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、報告第 33 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出に

会長職代

ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告を

お願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の8月分でございます。資料の9ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料9ページの番号101番から資料13ページの番号112番までの計12件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号104番、107番及び108番は有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長職代

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

御質疑等なしと認めます。

日程第6

日程第7

会長職代

次に、日程第6、報告第34号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について及び日程第7、報告第35号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

矢田主査

事務局の矢田から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の8月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の15ページをお開き願います。

	申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条7番	番号7番、転用目的は共同住宅1棟建築および道路でございます。 続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条50～51番	番号50番、番号51番、転用目的は、駐車場でございます。
5条52番	番号52番、転用目的は敷地拡張でございます。 次ページをお開き願います。
5条53～55番	番号53番、番号54番、番号55番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5条56番	番号56番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条57～58番	番号57番、番号58番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長職代	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長職代	御質疑等なしと認めます。 以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。 (協議案件、その他)
会長職代	以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会午後3時2分)